

貝化石肥料・副産石灰肥料（貝殻を原料とするものに限る。）の指定配合肥料への使用拡大

1 改正の趣旨

- （１）指定配合肥料においては、石灰質肥料及びけい酸質肥料（アルカリ性の肥料）について、他の肥料（酸性又は中性の肥料）と配合すると肥料成分の損失、成分形態の変化等の品質低下が起こるおそれがあるため、アルカリ性の肥料以外の肥料との配合が原則禁止されています。
- （２）ただし、石灰質肥料である炭酸カルシウム肥料のうち、粒状のものについては、粉末状のものと比べて他の配合原料との接触が少なく、品質低下を起こすおそれがないことが確認されたことから、例外的に、アルカリ性の肥料以外の肥料との配合が可能とされています。
- （３）今般、石灰質肥料である貝化石肥料及び副産石灰肥料（貝殻を原料とするものに限る。）についても、炭酸カルシウムと同様に粒状にすることにより、粉末状のものと比べて他の肥料原料との接触が少なく、品質低下を起こすおそれがないことが判明したことから、アルカリ性の肥料以外の肥料との配合を可能としました。

2 改正の内容

- （１）肥料取締法施行規則第１条第２号
アルカリ性の肥料以外の肥料と配合可能な石灰質肥料として、「農林水産大臣が指定する炭酸カルシウム肥料」を「農林水産大臣が指定するもの」と改めます。
- （２）肥料取締法施行規則第１条第２号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する炭酸カルシウム肥料を定める件（平成 28 年 12 月 29 日農林水産省告示第 2532 号）
肥料取締法施行規則第１条第２号の「農林水産大臣が定めるもの」として、粒状の貝化石肥料及び副産石灰肥料（貝殻を原料とするものに限る。）を追加します。